

生きがいつくり推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会（以下「推進協議会」という。）が、社会貢献活動を推進する人材として設置する「生きがいつくり推進員」に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 生きがいつくり推進員は、次に掲げる人材をもって充てるものとする。

- (1) 徳島県シルバー大学校大学院卒業生
- (2) その他、推進協議会理事長が特に認める者

(登録)

第3条 生きがいつくり推進員として活動を希望する者は「生きがいつくり推進員登録申込書（様式1）」により申請するものとする。

(活用)

第4条 推進協議会は「生きがいつくり推進員登録者名簿」を作成し、活動の場として期待できる関係機関等に対して情報を提供するものとする。

(活動)

第5条 生きがいつくり推進員は、培ってきた知識、技術、経験等を生かし、次の関係機関が実施する事業の指導者又は補助者として、派遣の協力依頼があったときはこれに応じるものとする。

- (1) 推進協議会の実施する事業
- (2) 老人クラブの実施する事業
- (3) 社会福祉協議会の実施する事業
- (4) その他、地域福祉の向上を図るため、公的機関等が実施する事業

(運用)

第6条 前条に定める関係機関等から協力依頼があった場合には、推進協議会は、生きがいつくり推進員の中から適任者を紹介するものとする。

2 適任者の選定に当たっては、徳島県シルバー大学校大学院OB会等と連携を取って進めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、生きがいつくり推進員に関し必要な事項は、推進協議会理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 3 シルバー人材バンク設置運営要綱（平成18年7月1日施行）及び徳島県シルバー大学校大学院卒業生活用要綱（平成18年7月10日施行）は廃止する。
- 4 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和2年2月1日から施行する。